（保 236）
令和２年１０月１４日

都道府県医師会
　社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松　本　吉　郎
（公 印 省 略）

インフルエンザの診断と治療について（再周知）

９月２４日に開催されました第１７回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会において、話題となりましたので、下記の内容をお知らせいたします。都道府県医師会におかれましても再周知いただければ幸いです。

なお、当該内容は、厚生労働省当局に確認済みであります。

記

１．臨床所見や地域における感染の広がり等の疫学情報等から総合的に判断した上で、医師が抗インフルエンザウイルス薬による治療の開始が必要と認める場合には、治療開始にあたって簡易迅速検査やＰＣＲ検査の実施は必須ではないこと。

２．診療報酬上も、抗インフルエンザウイルス薬の投与にあたり簡易迅速検査の実施は必須でないこと。